

平成28年5月20日

【照会先】

関東信越厚生局 新潟事務所

所 長 中嶋 敏和

審査課長 涌井 圭司

(電話) 025(364)1847

関東信越厚生局新潟事務所における文書の誤送付について

関東信越厚生局（局長 岡本 浩二）は、関東信越厚生局新潟事務所（所長 中嶋敏和）において発生した個人情報を含む保険薬剤師登録票の誤送付について、下記のとおり、その事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

このような事態を招いたことについて深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう万全を尽くしてまいります。

記

1 概要

関東信越厚生局新潟事務所（以下「新潟事務所」という。）において、A申請者に対して送付すべき15名分の保険薬剤師登録票（※）を、誤ってA申請者と同一住所の建物内にあるB保険薬局に郵送するという事案が発生した。

※ 保険薬剤師登録票には、保険薬剤師の氏名、生年月日、性別、保険薬剤師登録記号番号及び登録年月日が記載されている。なお、生年月日及び性別以外は公表されている。

2 事実経過

(1) 平成28年5月19日新潟事務所は、B保険薬局から「保険薬剤師の登録票が15名分届いたが、今回送付された15名分については申請をしていない。」との連絡を受けた。

(2) 19日、新潟事務所において、B保険薬局へ送付した経過等事実関係を確認するとともに、20日、B保険薬局を訪問し謝罪のうえ、保険薬剤師登録票を回収した。

(3) 20日、A申請者を訪問し謝罪のうえ保険薬剤師登録票を手交した。

3 再発防止策

- (1) 新潟事務所においては、平成28年5月20日、所長から職員に対し事実の概要を説明し、保険薬剤師登録票作成時における保険薬局名、封入等の確認作業は2名以上で行うことの徹底を指示した。
- (2) 関東信越厚生局指導部門においては、平成28年5月20日に指導総括管理官から指導部門の全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、再発防止の徹底を指示した。
- (3) 関東信越厚生局においては、平成28年5月20日に関東信越厚生局長から全職員に対し、文書により本事案を周知のうえ、誤発送の防止を含め事務処理の徹底を指示した。